

議 事 録

会議の名称	岩倉市いじめ問題専門委員会
開催日時	令和8年3月23日(月)午前10時から午前11時30分まで
開催場所	市役所7階 会議室7
出席者	土井委員長、森委員、山本委員、益川委員 説明者：教育長、教育部長、学校教育課長、管理指導主事、指導主事 学校教育グループ長、学校教育グループ主査
会議の議題	(1) 国の動向について (2) 子どもの自殺が起きたときの緊急対応マニュアルの改訂について (3) いじめの認知件数の推移について
議事録の作成方法	☒ 要点筆記 ☐ 全文記録 ☐ その他
記載内容の確認方法	☐ 会議の委員長の確認を得ている ☒ 出席した委員全員の確認を得ている ☐ その他()
会議に提出された資料の名称	資料1 委員名簿 資料2 児童生徒の自殺が起きたときの背景調査の指針（概要） （文部科学省ホームページより抜粋） 資料3 子どもの自殺が起きたときの緊急対応マニュアル（案） 資料4 岩倉市いじめ重大事態調査結果の公表基準 資料5 重大事態調査各種様式 資料6－1 岩倉市いじめ認知件数の推移、いじめの発見のきっかけ 資料6－2 いじめの状況について(文部科学省ホームページより抜粋)
公開・非公開の別	☒ 公開 ☐ 非公開
傍聴者数	0 人
その他の事項	

審議内容(発言者、発言内容、審議経過、結論等)
1 開会 2 委嘱状交付 3 あいさつ 教育長：皆さんおはようございます。本日はいじめ問題専門委員会にお集まりいただきましてありがとうございます。委員の皆様へ委嘱状を交付させていただきましたが、任期は 1 年ということになります。通常この会は 1 年に 1 回だけの開催となります。臨時委員会がないことを願っていますので、どうぞよろしくお願いいたします。改めましてこの委員会はいじめ防止対策推進法に基づきましていじめの重大事態が発生した場合に速やかに事実関係を明らかにして適切な対応と再発防止に繋げるための調査を行うことを目的としています。重大事態が発生してから体制を整えるのは遅いため、日頃から本委員会での役割や初動対応のあり方を共有し、いざとい

うときに迅速かつ的確に機能する体制を整えるということが極めて重要だと考えております。この1年はいじめや子どもの自殺を巡り国から通知や指針が示されています。昨年11月に公表されたいじめの重大化を防ぐための留意事項集では組織的対応の具体化や認知と初期対応のポイント、あるいは家庭や関係機関等の連携がまとめられていますし、日常の小さなサインの見逃しが重大事態に繋がるということが改めて指摘されています。12月には児童生徒の自殺が起きたときの背景調査の指針について通知されました。調査の適正性や透明性を確保すること、遺族への丁寧な対応、平常時からの備えの重要性が強調されています。3月には、SNS上での暴力行為等の動画拡散の問題を受け、学校における見逃しの防止、あるいは早期対応、関係機関との連携徹底を求める緊急措置が出されました。これらに共通しているのは、重大事態を防ぐための日常の取り組みが大事だということと、万が一の際に信頼される調査のあり方をこれまで以上に高い水準で求められていることだと思います。いじめは非常に表面化しにくく、関係者の認識にも差が出やすいものであり、調査に当たっては丁寧に事実を積み重ねて子どもの立場に立って評価していく姿勢が不可欠だと思っています。同時に調査そのものが新たな負担や対立を生むことがないように気をつけていかなければならず、関係者への配慮や説明責任を果たしていくことも重要だと受け止めております。本委員会の定例会におきましても、専門的な知見と第三者性をもって、本市の対応の適切性を担保していただく極めて重要な役割を担っている会だと思っています。本日は先ほど申し上げました国の動向や課題認識も踏まえながら本市における体制のあり方や、いざというときに信頼される調査を行うための備えについて忌憚のないご意見を伺えればと思います。簡単ではございますが、冒頭の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

4 委員紹介

5 委員長を選任

事務局：続きまして委員長の選任に移りたいと思います。岩倉市いじめ問題対策連絡協議会等条例第15条第1項の規定によりまして委員長は委員の互選によることとされていますところですが、僭越ではございますが、事務局からご提案をさせていただきたいと思います。委員長には、愛知教育大学非常勤講師でいらっしゃる土井謙次委員を事務局案としてご提案させていただきます。ご異議がなければ拍手をもってご承認いただきたいと思います。

(拍手)

ありがとうございました。それでは土井委員長にはご挨拶をいただき、議事進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

土井委員長：委員長を務めさせていただきます土井と申します。皆様おっしゃっております通り、この1回だけで済んだということは、ひとえに学校現場の先生方、そして教育委員会のご指導のおかげだと敬意と感謝を表したいと思います。ただ、本日は何かあった時に困らないように、緊張感を持って進めていきたいと思っています。よろしくお願いいたします。

6 議題

土井委員長：では、議題によりまして、議事を進めさせていただきたいと思います。議題に入る前にこの委員会の運営につきまして確認しておきたいと思います。事務局より説明をお願いいたします。

事務局：本委員会の運営につきましては原則として公開としております。また議事録につきましても要点整理を行いまして作成した段階で委員の皆様へ送付させていただきます。発言内容をご確認いただいた上で修正等ある場合は事務局までお知らせください。了承が得られたものを議事録として確定し公表させていただきますのでご協力のほどよろしくお願いいたします。以上です。

議題（１）国の動向について

森委員：この文部科学省の数字の中で、学校が遺族に説明した件数が7割にとどまっているというのはどういうことなのでしょうか。

教育長：おそらくこれまで重大事案だと判断をして、調査に入る時に調査についての丁寧な説明が被害者側になされなかったことが理由であると思います。今回の改訂された指針によると、調査をどのような範囲とするのか、どのような方法で進めるのか、第三者を交えるのか交えないのか、目的は何か、そして調査をした場合に公表するのかわからないのか、全てに対して事前に相手方と共有をするということが示されていて、それがこれまでは具体的に記述がなかったために、その辺りが勝手に調査を進めたように被害者側には映り、調査をしたにも関わらずその結果に満足がいけないというケースが増えたということだと私は思っています。

森委員：その点が問題になるということを踏まえ、今回の指針の改訂において対応していくということでしょうか。

事務局：丁寧な遺族への説明については確保していきます。

森委員：仮に岩倉市で問題が起きた時には、指針に従ってやっていくということになりますね。今までは、そこを明記されていなかったために3割は説明がされていなかったのでしょうか。

教育長：そもそも調査に入る時に、必ず相手から申立書をいただくことや、申立書の中には様々な調査をするという細かい項目を共有するというものはありませんでした。

事務局：今回の指針の改訂で、国の共通した様式が示されましたので、同じ様式を持って丁寧に聞

き取りをして対応していきます。

土井委員長：遺族が調査を望まない場合というのにも書かれていますね。

事務局：そのとおりです。

議題（２）子どもの自殺が起きたときの緊急対応マニュアルの改訂について

森委員：２点あります。一つは再開を開催にしたという点で、開催の催しという字が語感としてそぐわない印象があり、他での例はどうかということと、開催にする場合でも、資料３の３ページの「総務責任者が学校再開を担当します」というところは開催になると思います。

土井委員長：私も開催の言葉は少し違和感がありました。

森委員：楽しいことをするという印象があり、催しという字の元々の語源がわかりませんが申し上げます。あとは先ほどから話に出ていますが、SNSの関係で、今回の様式のところにうまくはめ込めないのかなと思いますが、これからはSNS拡散によるものも十分あり得ると思いますので、それをもっとわかりやすく行政プランに入れられたら良いと思います。いじめの中のパターンとして、SNS拡散というものがあってもいいのかなと思います。また、重大事案が起きた時に、調査はヒアリングを前提としていると思いますが、調査に当たって動画やSNSの画像を証拠資料として提供してもらえるように調査方法として明記し、積極的に提出していただけるようにお願いできると良いと思いました。

土井委員長：SNSについては10ページですね。国の様式そのままですね。

森委員：国も遅れているということだと思いますので、工夫できると良いと思います。いじめ以外で何かSNS上のトラブルがないかが10ページのその他であって、SNSでいじめられたというものは9ページのいじめのところに入り、少しわかりにくいと思います。国が作った時には、SNSはいじめとは別のところで起きるという位置づけだったと思います。

土井委員長：２点伺いました。お願いします。

事務局：まず開催という言葉ですけど、去年は再開になっていて委員からも学校が休校になっていることを前提に書いているのではないかという指摘を受けて、そのときは開催にしようという話になり修正いたしました。ただ、今意見をいただいたように、言い方が催し事のような印象があるため、開校などの言い方の方が良いでしょうか。

森委員：学校で授業を行うことになったということですが、学校教育の中では何と表現していますか。

土井委員長：授業の開催とはいいませんので、授業の実施ですね。

土井委員長：開始だと終了がありますからね。

事務局：昨年もしろいろな箇所再開という言葉が入っていて、全部開催に直すと表現的にそぐわない部分もありました。

土井委員長：確かに学校の開催とは言いませんよね。

森委員：運動会などの行事はどうですかね。

土井委員長：行事の開催はありだと思います。

森委員：とめないこともあるけれども、やるかやらないかの判断ということの話ですよね。

教育長：単純に実施ではおかしいでしょうか。

森委員：学校の実施という言葉を使いますか。

土井委員長：授業は実施ですね。

教育長：授業実施の方が意味としては最も適切だと思います。

事務局：コロナで休校した時に再開と言っていました。ただ、休校していない場合を想定すると再開とは言わないと思います。

教育長：文脈に合わせて「学校の授業実施」や「学校における授業実施の理解を得る」、あるいは「学校における授業実施の方針決定」など、授業実施を上手に当てはめたいかがでしょうか。

森委員：授業だけではないため、授業等にしたらどうですか。

教育長：授業等の実施を文脈に当てはめましょう。

土井委員長：もう一つのSNSについてはいかがでしょうか。

事務局：国の様式をそのまま使っています。選択肢の中のSNSについてその他に書くような様式ではなく項目的に入れた方がいいということでしょうか。例えばこの各種様式の4ページの「児童生徒が死亡前に残した文書等の有無」などの、そういったところでもSNSの書き込みだとかそういったところの文書があるかないかの選択肢があります。

森委員：これだけ日々問題になっていますので、国の方が来年追いついてくると思います。

益川委員：SNS上のトラブルが同じ学校の友人関係だけには限らず、繋がりが広がる機会があり、他の学校の人や見知らぬ人から書き込まれてトラブルになっている場合もあり、いじめの調査となるとSNS上は見えないため難しいのかなと思います。それが理由でその他に記載されたことも考えられます。

森委員：いじめも校内のSNSのいじめなのかどうかという問題もあると思いますが、塾で知り合った友達や学校内ではない場合はどうするのでしょうか。被害にあった時に対象にならないのでしょうか。

土井委員長：自殺が起きた時の背景調査ですのですべて対象になりますね。

森委員：確認して校外のいじめであった場合も把握するんですね。SNS上のトラブルの問題については、十分あり得るものであり、指導していても今後起こりうるいじめ形態だと思います。

教育長：いじめというのは、ある程度一定の人間関係がある中で起こることで、逃げ場がないところで起こりやすいため、塾との関係だけで嫌がらせを受けたら塾をやめるという選択肢が取れます。その関係が逃れられない人間関係の中にある時に起こることが割と多いような気がします。今SNSで拡散している動画に関する問題は、むしろ暴力行為が最初であって、SNSで拡散されることによる二次被害が起こるということが問題になっていると思います。いじめの件について、リアルな人間関係のトラブルがないところで、SNSだけで攻撃されて重大ないじめになることの例というのは少ないという認識ですが、あり得ないとは言えないため、国の様式に合わせておき、そのことは頭の中に留めつつ、重大事態が発生した時に対応できるようにしておけば良いと思います。

森委員：私の認識は違います。暴力行為があつてというのは暴力行為を写したものが拡散されているパターンもありましたが、今よく報道されているのは、女の子が裸の写真を彼氏に送ったものが拡散されたケースもあり、その女の子がいたたまれなくなって死にたくなってしまうということも起こりうることだと思います。学校に行けないということもあると思います。それが塾で知り合った等、校外の場合の例で、他市の生徒によるSNS上のいじめがあつた時というのも範疇としてあると思います。あと、LINEのやり取りの中でいじめに遭っていくという、いじめ

の場がLINEなどのSNS上ということは今後増えると思います。まさにいじめの道具、ツールだと思います。

益川委員：学友との関係の悩みについて、例えば友達が特定の友達に無視されたり、その子とうまくいかないということは、いじめではない人間関係の悩みとしてあると思います。先日動画の拡散だけではなく、例えば自分が投稿した意見に対してアンチなコメントがされて、それで悩んで苦しいという若い人が実際にいて、ここにSNS上の動画だけではなく全てを含むSNS上のトラブルについて入れておいても良いと思います。

土井委員長：10 ページのその他のところにありませんか。

森委員：10 ページはいじめ以外のものです。いじめの道具としてSNSが使われている場合は9 ページになると思います。

土井委員長：9 ページの7のところですね。

教育長：9 ページの7に項目を追加するという方法がありますね。確かに重大な問題ですので、SNSによる悩みと入れればいいですね。

森委員：悩みでもいいですが、SNSによるいじめは典型的ないじめですので抽出したらどうでしょうか。もし入れるのであれば、重要なことはSNS上のものを提出してもらうことについて、今の調査で踏み込めるかということです。強制力はないにしても、関係者からSNS上のものを見せてもらうということを考えられてはいかがでしょうか。

教育長：実際にはLINEのやり取りが事実調査の案件、項目に挙がっているものは多いです。調査権はないと思いますが、報告書の中にSNSの記述についてふれているものはあると思います。

森委員：それはおそらく提出がされたから書かれていると思います。強制力はないですけど、踏み込んだ調査ができるように働きかけられないでしょうか。

教育長：遺族との、あるいは被害者との調査に入るときの話し合いの項目の中に入れてもいいでしょうか。

森委員：おそらく遺族からは積極的にSNS上のやり取りの証拠が出ると思います。調査という意味では、第三者として他の周りの子たちが持っているスマホ等の画像についても調査の対象になると良いと思います。

土井委員長：実際は警察に被害届出せば調査をしてくれますよね。

森委員：専門委員会としてそうやってしまうと何も調査ができません。警察が調査する場合は必要ないとするのではなく、何があったかを警察の刑事事件とは別に学校で調査をするということですね。そこを想定して、強制力はないですが働きかけるということも意識としてあった方が良いでしょう。

土井委員長：加害者側の証拠を得られるかどうかだと思います。

教育長：先ほど被害者側は積極的に出されると言われました。その中には当然相手方の書き込みもあってある程度はわかります。できれば関係者すべてのSNSの記録を見ることができるとさらにわかるということですね。

森委員：いじめの対象の子を外したLINEがあつて、被害者の子が入っているものは出てくると思いますが、外された後ずっと悪口を言われていたということも聞いたことがあります。

教育長：それは学校における生徒指導等の時には行っていて、相手が同意すれば保護者に見せてもらい突き合わせはやります。それは通常の調査の仕方であり聞き取り等の「等」の中に含んでいるという意識で調べるという手はありますね。

森委員：申し上げたいことは、それをもう少し意識付けたらどうでしょうかということです。

教育長：9ページに枠を一つ増やして「SNSによる悩み」と入れますか。

土井委員長：そうですね。重要なお指摘だと思います。「SNS等」にすると良いでしょう。他にいかがでしょうか。

森委員：最初に申し上げた文部科学省の資料で、調査についての遺族への説明が不十分だったことについて、マニュアルの中に反映されているのでしょうか。こちらの資料3の緊急対応マニュアルの1ページの②遺族への関わりの中に含まれる話でしょうか。また、文部科学省が指針の中で織り込んだという部分が2ページの対応フロー図の中に取り込まれているのでしょうか。②遺族への関わりの中で、「遺族への訪問」、「対外的な説明内容の了解を得る」、「学校開催の理解を得る」ということしか明記されていないため、ここに項目として入れておかないと3割の方になってしまうのでしょうか。

教育長：対外的な説明内容の前に、調査に対する同意が必要だということですね。

森委員：詳細調査を行うにあたってそういった内容についての説明をすべきだということが明記されていないため、今まで説明をしていなかったケースが3割あり、それを今回文部科学省がするように明記したという説明だったと思います。その部分が当市の対応イメージ図や対応フロー図の中やその他のところに取り込まれているのでしょうか。

事務局：今回緊急マニュアルの言葉は修正していませんが、国様式と同じものである様式1を使って遺族の方に丁寧に説明するということについて、今回見直しをいたしました。

森委員：1ページの【基本調査について】、【詳細調査について】と詳しく書かれている部分が新しくなっているということですか。

事務局：そのとおりです。この様式を使って丁寧に説明するということで補完しています。

森委員：今まではこういったものはなかったのでしょうか。

事務局：今までは様式もなかったですし、説明をどのようにしていくかについての見本もなかったため、不十分な聞き取りや説明になっていました。今後は、国と共通の様式に沿って聞くことで十分に説明ができると思います。

委員長：国の指針もそういうことが書いてあります。

教育長：基本調査と詳細調査について詳しく書いてあり、これでやるということであれば、対応フロー図や対応イメージ図の中にもその項目を入れておいた方が良いというご指摘ですね。

森委員：様式1の認識がなく指摘させていただきました。書いていなくても様式1で必ず示すということであれば漏れることはないということでしょうか。

教育長：丁寧にやるのであれば、対応フロー図の②遺族への関わりの中に基本調査や詳細調査に関する説明をするという項目が入ると漏れがなさそうですね。

土井委員長：良いご意見だと思います。

益川委員：5ページの②遺族への関わりの中に入れてはどうでしょうか。

事務局：対応フロー図の中に入れてさせていただきます。

土井委員長：他にいかがでしょうか。

益川委員：9ページの枠の中の⑤保護者への説明ですが、「保護者会の開催」とあり、その後に「学校再開日のお知らせ」とあります。これは修正漏れでしょうか。

事務局：修正漏れですので、こちらも合わせて修正します。

益川委員：1ページの対応イメージ図の学校のところの②遺族への関わりは漢字になっていますが、2ページの表の遺族へのかかわりは平仮名になっていますが意味はあるのでしょうか。

事務局：統一いたします。

益川委員：単純な質問ですが、スクールソーシャルワーカーは岩倉市では各校に1名配置されているのでしょうか。

事務局：教育委員会の中に2名います。

益川委員：順番に回っているのでしょうか。

事務局：巡回することもありますし、直接、学校教育課の窓口に来ていただいて相談させてもらうケースもあります。

益川委員：スクールカウンセラーは全校にいるのでしょうか。

事務局：全7校に配置しています。中学校は1名ずつ、小学校は5校あるため、3校で1人、2校で1人となっています。

益川委員：巡回しているんですね。

事務局：はい。市内では4名います。あとは教育支援センターの方に市のスクールカウンセラーが1名います。

議題（3）いじめの認知件数の推移について

土井委員長：令和3～5年度が目立って多いのは新型コロナウイルス感染症の影響でしょうか。

事務局：毎年、文部科学省の諸課題調査というものがありますが、調査は生徒指導担当が行います。担当による捉え方の違いがあり、来年度からその辺りを整理したいと考えています。岩倉市でも、毎学期いじめ不登校対策委員会がありますので、そこでしっかりと諸課題調査に上げるべ

きものを把握するものを作成し、来年度は内部でその辺りを学校全体で捉えるということが必要だと思います。

土井委員長：基準を作るということですか。

事務局：そうです。諸課題調査の項目について意識をし、学校全体でいじめ・不登校対策委員会があった後に管理職の教職員を含めた全員で見極めをしていくということが今までは不十分でした。

土井委員長：来年この会議で教えていただきたいです。他にいかがでしょうか。

山本委員：直接は関係ないですが、不登校の調査も行っているらしいですね。不登校の傾向についてはいかがでしょうか。

事務局：主幹教諭という岩倉中学校に不登校に特化した主幹教諭を3年間配置し、その教諭を中心に岩倉市では不登校対策に取り組んでいます。あと教育支援センターおおくすに不登校の子どもたちがありますが、令和6年度から充実してきて、横ばいか人数は減っています。また、両中学校にも令和6年度から校内教育支援センターが設置されましたので、なかなか教室に行けない子どもたちも通うことができ、不登校は完全に解決はしていませんが、学校に足が向いたり家から出られる子どもは増えてきていると思います。微減という印象です。

土井委員長：方向としては良い方向に向かっているんですね。

事務局：そうですね。

森委員：割合としてはどれぐらい教室に来れない子どもがいますか。

教育長：岩倉市は国の基準を上回っています。国が小学校で1～2%、中学校で5～6%で、岩倉市は小学校で4%、中学校で7%です。

山本委員：7%は多いですね。いじめをきっかけに不登校になるというケースもありますね。

土井委員長：多くの意見をありがとうございます。以上で本日の議事を終了したいと思います。

事務局：皆さま、様々なご意見ありがとうございました。冒頭でも説明させていただきましたが、本日の議事録ができ上がり次第、委員の皆様へ送付させていただきますので、修正等がございましたら事務局まで連絡をお願いいたします。今後の予定について申し上げます。本日、委嘱状を

交付させていただいたところですが、委員の任期は令和8年3月31日までとなっております。できましたら、引き続き、委員の皆様には、いじめ問題専門委員会の委員をお願いしたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いします。以上で、本日の会議を閉会させていただきます。長時間にわたり、ご協議いただき、ありがとうございました。